

## 第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画中間見直し委託業務 仕様書

### 1. 業務名

本委託業務は、第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画中間見直し委託業務（以下、「本業務」という。）という。

### 2. 目的

本業務は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5カ年を期間とする「第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを行うにあたり、就学前児童数の推計や教育・保育需要等の分析、計画見直しにおける助言、子ども・子育て会議等の運営支援を実施し、計画見直しのための基礎資料を作成することを目的とする。

### 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月17日（金）まで

### 4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理責任者届
- (4) 業務工程表
- (5) 完了届
- (6) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (7) その他、委託者が指示する書類

### 5. 業務内容

本業務を受託した事業者は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画の見直し支援  
沖縄県の「市町村子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて（平成29年6月）」を参考にしながら、見直しに必要な業務を行う。

## 市町村子ども・子育て支援事業計画中間年見直しについて

### 1. 計画中間年における見直しの根拠

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成26年内閣府告示第159号)

- 支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要。
- 市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。

### 2. 見直しの要否の基準

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)」より抜粋  
(平成29年1月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当事務連絡))

#### 原則見直し

- ①、②を比較して10%以上かい離 → 原則見直し

- ①平成28年4月1日時点の「支給認定区分ごとの子どもの実績値」
- ②市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」

※10%以上かい離していない場合でも、①、②に該当する場合は、見直しが必要

- ①平成29年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる。
- ②既に市町村計画において年度ごとに設定した確保方策を超えて整備を行った年度がある。

### 3. 見直しの方法

#### (1) 推計児童数

平成27年及び平成28年の4月1日の計画時の推計値と実績値を比較し、かい離が生じている場合には、社会増減によるものか、自然増減によるものかを分析する。

##### ① 社会増減(転入数－転出数)

一時的な要因によるものか否か確認

→宅地開発や大規模マンションの建設等の増加要因や大規模災害等の減少要因によるものか増減の要因について分析するとともに、開発計画を所管する関係部局等と十分連携し、今後の社会増減に影響を与える要因の有無を確認した上で、必要に応じて見直しを行う。

##### ② 自然増減(出生数－死亡数)

直近の実績値を用いて、自然増減のトレンドを踏まえて改めて算出し、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。

※必要に応じ、親世代の社会増減など社会増減が自然増減に与える影響を加味する。

##### ③ 既存のデータ活用

①、②の方法によるほか、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定時における人口推計など自然増減・社会増減を考慮して算出した既存のデータを活用する。

## (2)支給認定割合の補正の考え方

### ① 考え方

平成27、28年度のトレンドや政策の動向、地域の実情等を十分に踏まえること。  
特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意すること。

### ② 1号認定子ども

女性の就業増加によって、従前幼稚園を利用していた層が保育所等の利用を希望する場合があることに十分留意の上、地域の実情等を踏まえ、適切に補正を行うこと。

### ③ 2号認定子ども

2号認定子どもについては、保育認定事由ごとの増減を分析し、かい離が生じた要因となっている保育認定事由を把握した上で、補正を行う。

- ア かい離の要因となっている保育認定事由が、就労及び休職活動、育児休業である場合は補正を行う。この場合、平成27～29年度の申請状況に基づき、平成31年度末までの見込みについて補正を行う。  
※イ、ウは手引きを参照

### ④ 3号認定子ども

0歳と1・2歳ごとに、保育認定事由ごとに増減の要因を分析すること。

- ア かい離の要因となっている保育認定事由が就労及び休職活動、育児休業である場合には補正を行うこと。  
この場合、実績値に加え、女性の就業率と1・2歳児の保育所利用率が正の相関関係にあることを考慮し、平成31年度末までの見込みについて補正を行うこと。

## 4. 必要利用定員総数確保のための運用上の工夫

### (1)「見直しの手引き」より抜粋

- ①保育所等において、0～2歳児で定員超過が生じることが多いことから、  
運営開始後1～3年目は、4・5歳児の定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い4・5歳児の定員増を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い柔軟な定員設定を行うこと。
- ②企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、市町村計画の整備量に含めて差支えないこととする予定であるため、積極的な活用を図ること。
- ③都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンションの開発等を行う際には、保育所や地域型保育事業所を併せて整備することにより、社会増に必要な保育の受け皿を確保すること。
- ④必要利用定員総数について、平成31年度の必要利用定員総数が、平成30年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である平成31年度の必要利用定員総数に基づき行うこと。
- ⑤幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保方策として位置づけ、計画に計上することも可能とすること。

※②、④、⑤について、「基本指針」改正予定

**(2)『「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について』より抜粋**

(平成28年4月7日付け厚生労働省 雇児発0407第2号 雇用均等・児童家庭局長通知)

(受入強化)

**①小規模保育所等の卒園児の円滑移行**

卒園児の3歳児以降の入所が円滑にできるよう、市町村は、連携施設の設定に積極的に関与すること。

**②幼稚園の預かり保育への支援強化(3歳児以降を中心とした保育ニーズへの対応)**

一時預かり事業(幼稚園型)において、長時間預かりに係る補助基準額の引上げ。

(既存事業の拡充・強化)

**③緊急的な一時預かり事業等の活用(待機児童の定期利用による保育サービスの提供)**

保育所、認定こども園、幼稚園の他、地域の余裕スペース等を活用し、定期利用による保育サービスの提供

**(3)「幼稚園における待機児童の受入れについて」(平成28年4月22日付け3府省事務連絡)より抜粋**

**①小規模保育事業の実施促進**

幼稚園において、余裕スペースの活用等による小規模保育事業の実施や他の主体が実施する小規模保育事業の連携施設となることが促進されるよう積極的な対応を検討すること。

**②緊急的な一時預かり事業等の活用(待機児童の定期利用による保育サービスの提供)**

待機児童を緊急的に預かるため、就労家庭の3歳児等に加えて、0～2歳児の受入れについても積極的に検討。

**【参 考】**

※「家庭的保育事業等の連携施設の確保について」(平成29年2月9日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局事務連絡)

(連携施設の確保)

・市町村自ら連携施設の候補先に制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど必要な支援を行うこと。

※「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第2号)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「2.総則の(2)の③ 卒園後の受け皿の設定について」

「…連携施設については、認可施設に限ることとすうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で、公立施設を連携連携施設として設定することや当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

(2) 宮古島市子ども・子育て会議の支援

宮古島市子ども・子育て会議の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。全4回程度の開催を予定している。

(3) 報告書の作成

(1)～(2)を踏まえ、報告書を作成する。

6. 成果品

(1) 報告書

(2) 上記データをまとめたCD-R等の電子データ 1枚

※成果物の権利は、市の帰属とする。

7. 納入場所

宮古島市 福祉部 子ども未来課

8. 業務実施上の注意

(1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。

(2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。

(3) 本業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理

を行うこと。

- (4) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (5) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及び個人情報の保護に努めること。宮古島市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (6) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。
- (7) 受託者は、会議、協議、打ち合わせ事項等において、議事録を作成し提出すること。
- (8) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。

## 9. その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。